



農業委員会だより

— 第68号 —

編集・発行

阿久根市農業委員会

電話 0996-73-1249

令和7年3月

阿久根市地域計画を策定します

人・農地プランを基礎として、農業者や地域のみなさんの話合いの結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地などを表示した目標地図などを明確化させ、令和7年3月末に市内全地区（12地区）で地域計画を策定・公告いたします。



これまで、地域農業者や農地所有者、関係者による話合い（協議）の場では、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項などを決め、農地一筆ごとに将来の利用者を特定し、表示した目標地図を作成してきました。

【今後の予定】

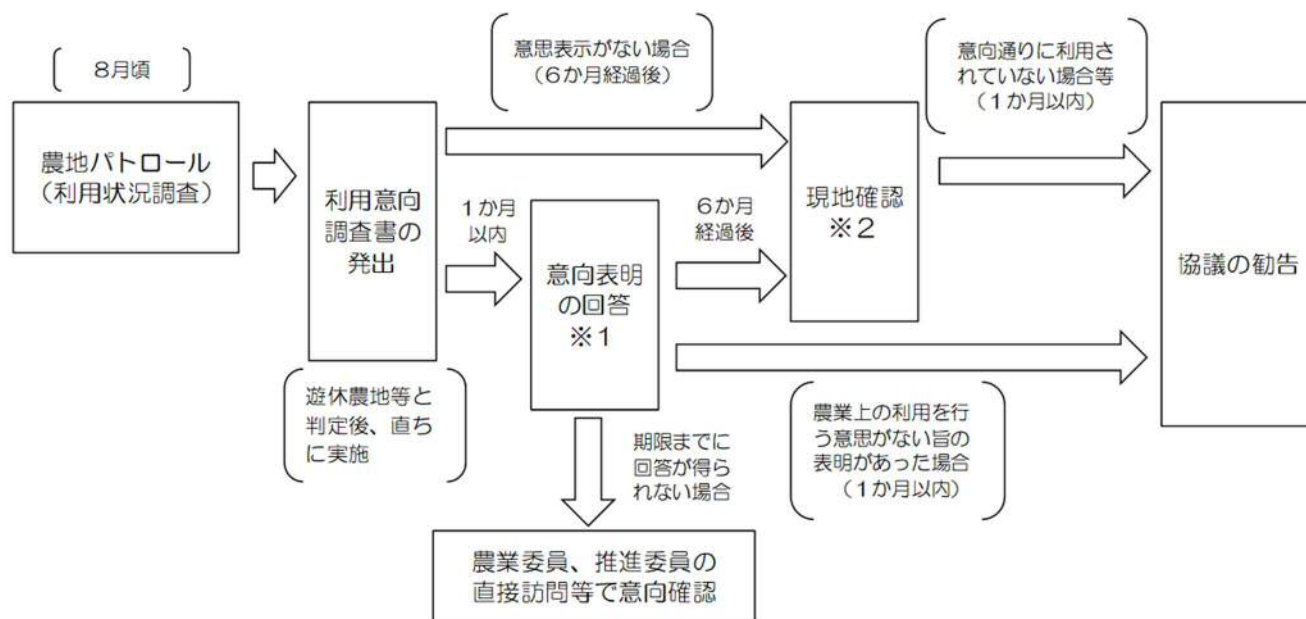
地域計画の策定、公告（令和7年3月31日予定）

【 遊休農地対策の推進 】

農業委員会では、農地法第 30 条に基づき、毎年、8 月頃に、管内の全ての農地について、農地パトロール（利用状況調査）を実施しております。

また、農地パトロールにより遊休農地と判断された農地について、所有者に対し、利用意向調査を実施しております。

【遊休農地に関する措置の流れ】



※1 意向確認後、速やかに必要なあっせんや農地利用調整活動を実施。農地バンクを利用したいという意向が表明された場合は農地バンクに通知。

※2 現地確認は、利用意向調査で「農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があった農地」または「所有者等から意思の表明がない農地」の現地確認。

【再生利用が困難な農地の非農地判断】

農地パトロールの結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（以下の①または②に該当するもの）があった場合は、当該調査後、直ちに「農地」に該当しない旨を判断し、農地台帳から整理し、所有者等に対し、非農地判断した旨の通知を行います。

- ① その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

【 令和 6 年 農地賃借料実績 】

【令和 6 年 1 月～12 月実績】

大 字	田（水稻・飼料作物：10a 当たり）				畑（甘藷等：10a 当たり）			
	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	7,300 円	10,800 円	3,100 円	14	5,200 円	8,000 円	5,000 円	50
折 口	5,600 円	8,000 円	5,000 円	27	4,400 円	10,000 円	1,700 円	14
多 田	5,600 円	10,800 円	3,300 円	23	5,600 円	10,000 円	4,900 円	7
鶴 川 内	8,200 円	10,000 円	5,000 円	7	5,100 円	10,000 円	4,900 円	11
山 下	10,600 円	12,400 円	7,000 円	14	—	—	—	—
赤 瀬 川	—	—	—	—	4,300 円	5,000 円	2,600 円	8
波 留	12,000 円	12,100 円	12,000 円	4	—	—	—	—
西 目	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1	5,000 円	5,000 円	5,000 円	9
大 川	—	—	—	—	5,000 円	5,000 円	5,000 円	9
市 全 体	7,500 円	12,400 円	3,100 円	90	5,000 円	10,000 円	1,700 円	108

注)

- 1 令和 6 年に契約された実績を基に記載し、実績無しの場合は「—」で表示しています。
- 2 物納（水稻）は、粳 1 俵（35kg）を 6,000 円と金額換算し記載しています。
- 3 金額は、100 円未満を四捨五入した数値で記載しています。

【施設園芸】（10a 当たり）

大 字	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	42,400 円	68,700 円	15,000 円	4
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
鶴 川 内	17,400 円	25,000 円	12,000 円	5
山 下	20,200 円	25,000 円	12,000 円	8
西 目	8,600 円	9,000 円	8,000 円	7
大 川	10,400 円	10,400 円	10,400 円	1
市 全 体	22,800 円	68,700 円	5,000 円	26

注) 施設園芸は、令和 6 年 12 月末で契約中のものを記載しています。

※ 上記の賃借料は参考とし、農地の状況（水利・利便性・傾斜度・有効面積等）を考慮しながら、当事者間で適正な金額を話し合いにより決定してください。

全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門誌です。
農業に関する情報が分かりやすいよう解説的にまとめられています。

全国農業新聞の購読などのご相談は、農業委員、最適化推進委員、又は農業委員会
事務局にお問い合わせください。（毎週金曜日発行・購読料月 700 円[送料・税込]）



令和7年度 阿久根市農作業賃金等標準額

標準額は目安となりますので、農地等の条件により当事者間において適正な額の話し合いをお願いします。

【一般作業】						〔単位：円〕		
作 業 名 等				時 間	標 準 額	備 考		
軽 作 業				8 時間	7,700	幅広い年齢層で男女を問わない作業など （野菜の植付・収穫及び管理など）		
重 作 業				8 時間	8,400	技術・危険を伴う作業や農機具を使用しての作業 （脚立使用、ハウスのビニール掛けなど）		
【機械作業】								
作 業 名 等				単 位	標 準 額	備 考		
春 の 機 械 作 業	不 耕 作 田 荒 か き			10a	7,700	【①～④は、全作業共通とする】 ① 搬入不便な場所は、2割以内で加算 ② 水田・畑とも20a以上で基盤整備された 圃場は、1割以内減 ③ 1筆の面積が5a未満の場合は、5aとする ④ 農地の条件（水利・利便性・傾斜・有効 面積等）によって双方で協議する		
	裏 作 田 荒 か き			〃	7,200			
	水	耕起から代かきまで （3回以内）	一毛作	〃	16,500			
			二毛作	〃	15,500			
		耕 起 の み	一毛作	〃	8,200			
			二毛作	〃	7,200			
	田	代 か き の み			〃			8,800
		機 械 植	請 負 者 苗 持 ち 同時施肥を含まず （苗10a当たり20箱）		〃			20,000
			委 託 者 苗 持 ち		〃			7,200
			同 時 施 肥		〃			8,200
	甘 藷 う ね た て			〃	7,200			
	マ ル チ 被 覆			〃	3,800			
	同 時 マ ル チ 被 覆			〃	9,800			
	畑 耕 起 （ 耕 耘 機 ）			〃	6,700			
トラクター		水 田 耕 起		〃	8,200			
		畑 耕 耘		〃	8,200			
機 械 作 業		馬 鈴 薯	掘 取 り の み	〃	5,300			
		甘 藷	つる切りのみ	〃	4,200			
馬 鈴 薯 植 え 付 け （種・マルチ本人持・マルチ作業含む）				〃	11,300			
サ ブ ソ イ ラ ー （漉き起こし）				〃	4,300			
パ ワ ー デ ィ ス ク （天地返し）				〃	5,400			
脱 穀 作 業	刈 取	稲 刈 り	コ ン バ イ ン	〃	18,000	湿田及び雑草は 2 割加算		
			バ イ ン ダ ー	〃	10,000	湿田及び雑草は 3 割加算		
			粃 （コンバイン袋）	1袋	360			
			稲 わ ら ・ 牧 草 梱 包	10a	7,700	梱包のみ・紐は機械持		
保 有 粃 乾 燥 料		早 期 米		1kg	32	出水地区粃摺り取扱料金表（R6.10.1改定）から抜粋 「JA鹿児島いずみ」提供		
		普 通 期 米		1kg	26			
作 除	防	ミ ス ト 機 （粉・粒剤）		10a	2,150	水稻の基準による農薬は委託者持 5a以上から		
		動 力 噴 霧 器 （ 水 和 剤 ）		〃	3,300			
		ド ロ ー ン （薬剤費除く）		〃	3,100			
ラ イ ン ソ ー （肥料散布）				〃	2,150			
畦 塗 機				1m	50			
そ の 他	稲 わ ら	掛 け 干 し		10a	9,800	配達料込		
		コンバイン刈り取り			5,100			
	堆 肥 （2 t車）	完 熟		1台	6,700			
		散 布 料			3,900			
注）標準額は、消費税込みとなります。								

注) 標準額は、消費税込みとなります。

農地の売買、贈与、貸借、転用は許可が必要です

○農地を農地のまま権利移転・利用権設定できるのは農業従事者だけ
農地を耕作するために、農地のまま買入、受贈、借受けなどを行う場合は、
農地法の許可を受ける必要があります。（農地法第3条申請）

- ・なお、農地を農地として取得する場合、下限面積要件がありましたが、面積要件は廃止されております。

○農地を農地以外の目的で使用する
場合（転用）事前に農地法の許可が必要
です。（農地法第4条・5条申請）

- ・住宅、倉庫、店舗、農業用施設（牛舎）
等、工場等の建物、資材置場、再生可能
エネルギー発電施設、駐車場、道路、水
路、山林、工事の現場事務所を一時的に
設置、砂利採取など



※ 許可申請の様式及び添付書類等については、市ホームページをご覧ください。

所有者不明農地制度について

○所有者の名義が死亡者のままで、相続人が子や孫の代にわたり、貸し借りが難しい農地、いわゆる所有者不明農地が増えています。

農業委員会は農地の登記名義人の配偶者と子どものみを調べて、意向をお聞きし、それでも共有者がわからない場合は、2か月の公示を行って農地バンクに貸借ができます。

○農業委員会が行う探索の範囲は、登記名義人の配偶者と子まで

- ・探索：原則、不動産登記簿、戸籍、戸籍附票、住民票等の確認
- ・所在確認：原則、書面の郵送往復

○農業委員会による公示期間は、2か月間

- ・探索等により所有者（共有者）が分からないと確定した場合

○機構への利用権の設定期間は最長 40 年

- ・公示の結果、所有者からの申出がなかった場合で、都道府県知事の裁定又は認可を経て実施

所有者が亡くなったら相続登記をしましょう

令和3年4月に民法等法律が改正され、令和6年4月1日より土地や建物の相続を知った日から3年以内に、相続登記（所有者の名義変更）を行うように義務付けられました。



- 令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年間の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。
- 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が発生する恐れがあります。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。



届け出

農地を相続された方は届け出が義務づけられています。

農地を相続された場合、権利取得を知った日から概ね 10 か月以内に、農業委員会に届け出る必要があります。登記完了証の写しを添付し、農業委員会へ届出をお願いします。

農業者年金に加入しませんか？

◆加入要件

- ・ 国民年金 1 号被保険者
- ・ 年間 60 日以上農業に従事
- ・ 20 歳以上 60 歳未満



◆保険料 月額2万円～6万7千円

通常加入した場合の農業者年金の支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入 年齢	納付 期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		年金額（月額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
20 歳	40 年	960 万円	76 万円	64 万円	6.3 万円	5.3 万円	1,624 万円	1,717 万円
30 歳	30 年	720 万円	50 万円	42 万円	4.2 万円	3.5 万円	1,078 万円	1,139 万円
40 歳	20 年	480 万円	30 万円	25 万円	2.5 万円	2.1 万円	638 万円	674 万円

◆特徴

- 終身年金。80 歳まで死亡の場合、一時金あり
- 要件を満たす 39 歳までの農業者は保険料の一部助成あり
- 保険料はいつでも見直しできる。何回でも脱退、再加入ができる。
- 60 歳まで支払う毎月の保険料は、全額社会保険料控除の対象

※国民年金及び国民年金付加年金（付加保険料月額 400 円）の納付届出が必要です。

※農業者年金と、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できません。

農業委員会だより第 68 号 発行 阿久根市農業委員会 編集 阿久根市農業委員会事務局
住所 〒899-1696 阿久根市鶴見町 200 番地 電話 0996-73-1249